

給与収入を有する高齢者の税負担

慶應義塾大学 佐藤 英明

◎要旨

- ①現行制度においては、給与収入と年金収入の両方を有する高齢者の所得税・住民税の負担に、合理的な説明のつかない違いが生じている。
- ②この問題の解決には、公的年金等控除を廃止し、高齢者に適用される定額の所得控除を創設することが有効である。

1. はじめに

- ・高齢者世帯における「雇用者所得」（給与収入に相当）の比重の高まり

cf. 【図0-1】 【図0-2】、税調資料①

⇒給与収入と年金収入の両方を有する高齢者世帯の増加が見込まれる（cf. 厚労省資料）

- ・給与所得と公的年金等に係る雑所得は、収入から課税所得を算出する方法が異なる

給与所得 給与所得控除を適用

【図0-3】

公的年金等 公的年金等控除を適用

【図0-4】、税調資料②

給与所得控除と公的年金等控除の姿

【図0-5】、【図0-6】

- ・所得金額調整控除の適用

平成30年度改正 給与所得控除（10万円引下げ）、公的年金等控除（10万円引下げ）

→基礎控除（10万円引き上げ）

⇒給与所得と公的年金等の両方を有する納税者は、課税所得が10万円増える事態に

⇒これを避けるために、「所得金額調整控除（最大10万円）」を創設

※ 地方税（個人住民税所得割）との関係

- ・給与所得控除と公的年金等控除は、所得税の「計算の例によつて算定」（地税313条2項など）により、住民税にも同様に適用
- ・所得調整控除は、「給与所得の金額から控除する」とされているので、同様と思われる

※ 国税は令和2年分所得から、住民税は令和3年度課税分から適用

No. 1411 所得金額調整控除（抜粋）

所得金額調整控除とは、一定の給与所得者の総所得金額を計算する場合に、一定の金額を給与所得の金額から控除するというものです。

所得金額調整控除には、次の1又は2のとおり、二種類の控除があります。

このうち1の控除は年末調整において適用することができます。

- 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除
- 2 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

その年において、次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、(2)の所得金額調整控除額を給与所得から控除するものです。

(1) 適用対象者

その年分の給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者

(2) 所得金額調整控除額

{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)} - 10万円 = 控除額

(措法41の3の3、41の3の4、措令26の5、措通41の3の3-1)

2. 課税所得の比較

※ 所得金額調整控除の効果を明らかにするため、給与所得は給与所得控除のみを控除した後の金額で表す

○合計所得300万円の65歳以上の納税者の場合

○合計所得450万円の65歳以上の納税者の場合

○合計所得300万円の65歳未満の納税者の場合

※ 在職老齢年金

65歳未満 総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が28万円を上回る場合
28万円×12＝336万円

65歳以上 総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額が47万円を上回る場合
47万円×12＝564万円

3. 検討

※ ここでの検討対象は、負担の違いの「パターン」であって、負担水準そのものではない

(1) どうしてこのような姿になるのか？

- ・二つの控除の（同じ水準に対する）控除率の違い
- ・控除率の違いを生み出す原因の一つは「定額控除」（控除最低額の保障部分）
：控除最低額保障部分では、増加した所得は100%が課税対象となる

(2) この姿（結果）は望ましいものか？

- ・望ましい姿の提案
：給与所得の増加にともなって、課税所得が緩やかに減少していく姿
∴ 勤務費用を要しない年金収入が、勤務費用を要する給与収入に振り替わっていくから

(3) 「定額控除」部分が悪者なのか？

- ・定額控除を廃止しても、公的年金等控除と給与所得控除との控除率の差は残る
- ・給与所得控除と公的年金等控除を同じ形にすることは、制度理解として困難（経緯も）

(4) 解決の方向性は？

- ・「役目を終えた」（？）調整控除
- ・過去の改正との整合性
平成16年改正における老年者控除の廃止

4. おわりに